

## 住基ネットを活用した現況届の省略について (平成18年10月から実施)

### 1. 趣旨

年金受給者の生存確認については、年1回、年金受給者から現況届(はがき形式)を提出していただく方法により実施しているところであるが、年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。

### 2. 具体的内容

#### (1) 生存確認方法

住基ネットを活用するに当たり、事前準備として、社会保険庁で保有している情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住基ネットの情報を突合し、本人特定ができたものについては住民票コードを受給者情報に収録する。住民票コードを確認できた方については、住民票コードにより住基ネットに照会し、生存確認を行う。

一方、住民票コードを確認できなかった方については、従来どおり現況届を提出していただくことにより生存確認を行う。

#### (2) 住基ネットへの照会回数

住基ネットでの生存確認は、年1回、全受給者(2,750万人)について実施。さらに、他の定期支払期月(年5回)において、給付の適正化を図る観点から、死亡情報の取得可能な介護保険料特別徴収対象者及び厚生年金保険現存被保険者を除く600万人について照会を行う。

※ なお、現況届による生存確認については、現行どおり年1回、誕生月に実施。

### 3. 実施スケジュール

- (1) 全受給者にかかる住民票コードの特定作業(平成18年4月~9月)
- (2) 住基ネットへの照会による生存確認(平成18年10月~(12月生月者から現況届省略の対象))
- (3) 住民票コード収録通知の発送(平成18年11月~(※))

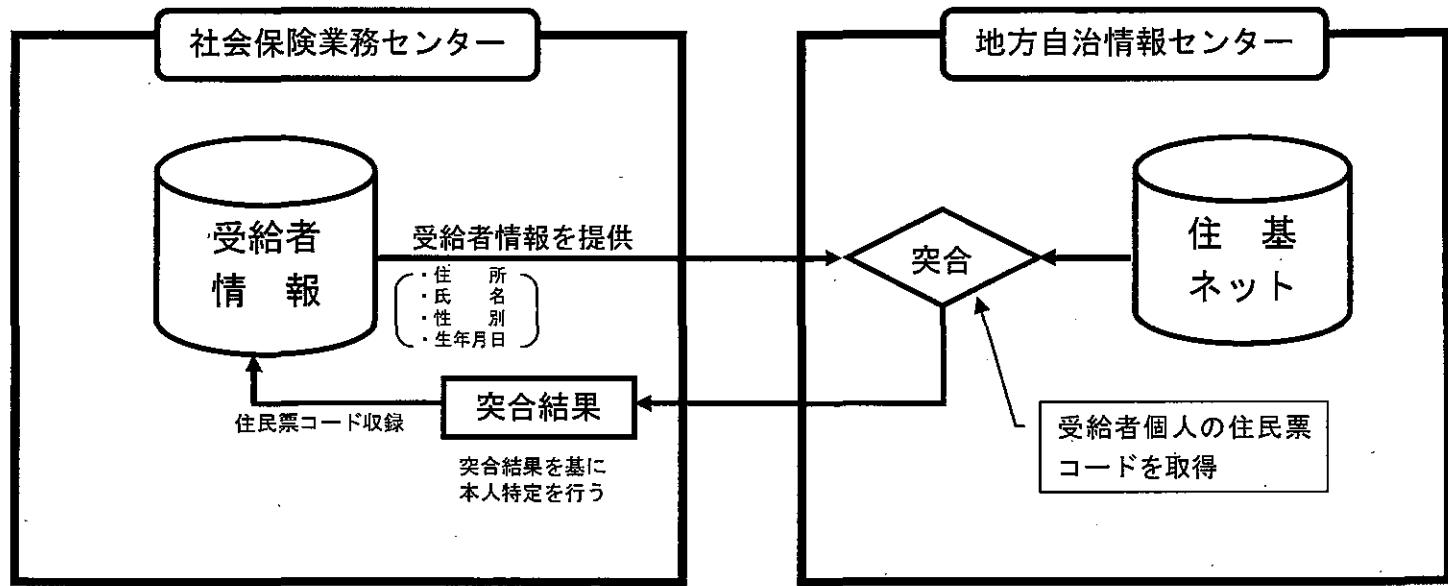
※ 12月生月者から従前の現況届の送付時期に合わせて順次発送

# 住基ネットを活用した現況届の省略について（概要図）

## ①住民票コード特定

（平成18年4月～9月）

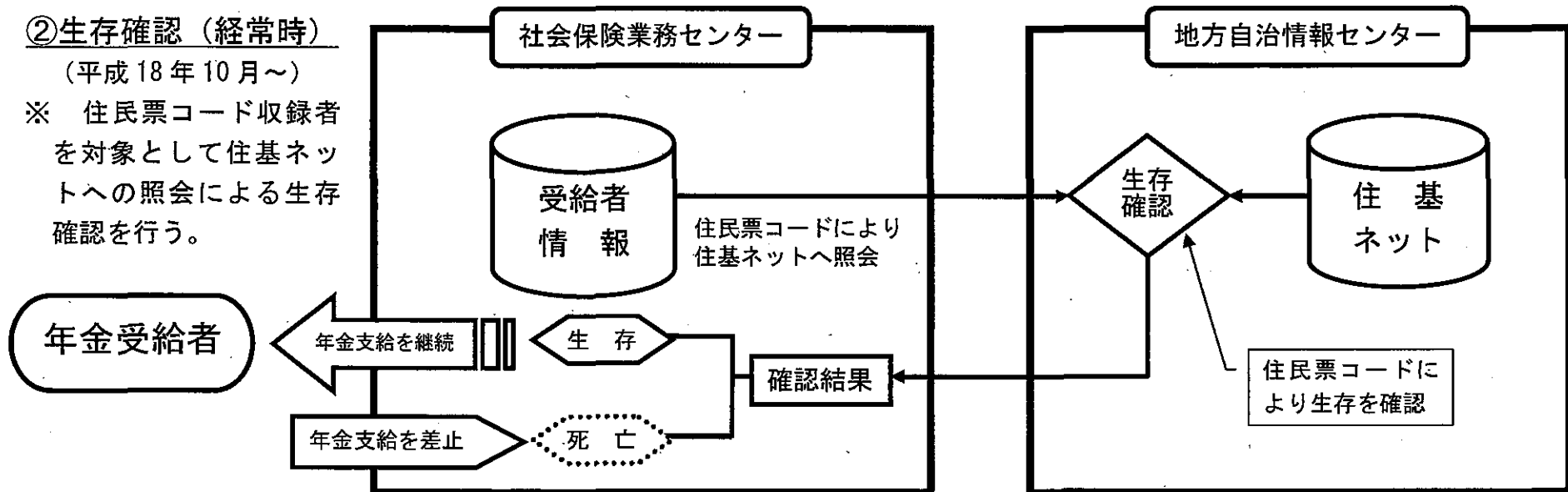
※ 平成18年10月以降も、新規裁定者等を定期的に抽出し照会を行う。



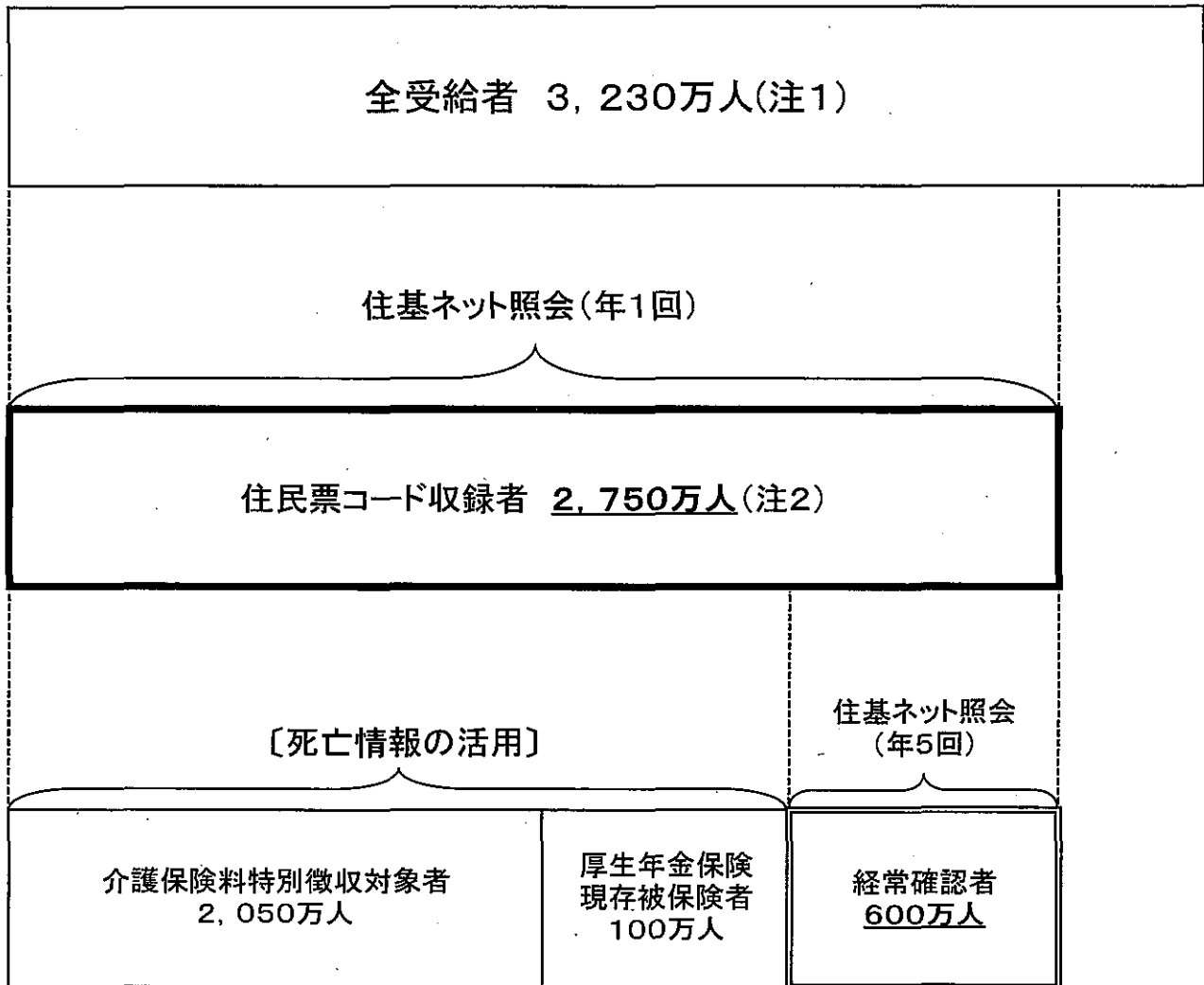
## ②生存確認（経常時）

（平成18年10月～）

※ 住民票コード収録者を対象として住基ネットへの照会による生存確認を行う。



# 生存確認活用方法別対象者数 (平成19年度見込み)



(注1) 複数の年金を受給している者については1人として算出

(注2) 住民票コード収録率を85%として算出